北九州市監査公表第１６号
令和８年１１月１６日

北九州市監査委員　　中　野　正　信
同　　梅　田　久　和
同　　鷹　木　研一郎
同　　大久保　無　我

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第１９９条第１４項の規定により、次のとおり公表する。

１　監査の種類
定期監査（工事監査）

２　措置を講じた局等
都市整備局
門司区役所
小倉北区役所

３　監査の期間
令和７年１０月１７日から令和８年５月２１日まで

４　監査公表の時期
令和８年７月２９日（令和８年監査公表第１０号）

5　監査の結果に基づく措置状況

（１）都市整備局

監　査　の　結　果	措　置　状　況
ア　工事費の積算（土砂等運搬）について （河川公園部河川整備課） ［２１］笹尾川護岸工事（５－１） （折尾総合整備事務所整備課） ［３３］折尾連立関連（北鷹見町）新々堀川移設工事（５－１） （西部整備事務所工務第二課） ［１３５］宿ノ内川護岸工事（５－１） これらの工事は、八幡西区の笹尾川、新々堀川、宿ノ内川で、河川護岸及び移設工事として実施されたものである。いずれの工事においても、大型土のうに使用されていた土砂の運搬等が行われていた。 市土木工事標準積算基準書（以下「積算基準」という。）では、土砂の運搬を行う際は、地山土量に換算した土量で計上することになっている。また、大型土のう１袋は、ほぐした土量１立方メートルで製作されることが標準とされている。 これらの工事ではいずれも、運搬する大型土のうの土砂について、地山土量に換算せず、ほぐした土量のまま運搬費等が計上されていたため、設計上の土量が過大となり、不適切な積算であった。 工事費の積算にあたっては、積算基	１　指摘事項が生じた原因 今回の指摘は、運搬した大型土のうの土量を地山土量へ換算することを失念したために生じたものである。 ２　再発防止策について 今後、同様のミスを防止するため、運用している工事発注マニュアルに当該事項を追記した。また、工事の起工にあたっては、担当係長とチェックリストを用いた再確認を徹底することとした。 上記と併せて、積算ミス等の再発防止を目的とした積算システムの改良について、担当部局である技術監理局に依頼しており、必要に応じて情報提供等の協力をおこなっていく。 ３　職員への周知について 【河川整備課】

監　査　の　結　果	措　置　状　況
準に基づき適正に行われたい。	本指摘事項を周知するため、令和８年７月１４日の「事務改善会議」において河川整備課内での研修を実施した。 また、同年７月２３日には「令和８年度河川研修」を通じ、都市整備局河川公園部、東西整備事務所、および各区まちづくり整備課の職員へ周知を図った。 【折尾総合整備事務所】 令和８年７月１３日に「折尾地区総合整備事業勉強会」で、「土砂等運搬」に関する監査指摘事項について、事務所職員等へ周知を行った。 【西部整備事務所工務第二課】 令和８年７月２８日の事務改善会議で監査指摘事項について、再度、周知を行った。

注・・[　] 内の数字は、令和８年監査公表第１０号の別表１　本工事抽出一覧表の番号を示す

監　査　の　結　果	措　置　状　況
イ　工事の変更について （住宅部住宅整備課） ［３７］（仮称）ふれあいむら高坊団地市営住宅建設工事 本工事は、小倉北区高坊一丁目の市営高坊団地内に高齢者向け市営住宅を新築するものである。 本市では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする環境整備の一環として、建設現場に設置する仮設トイレを快適に使用できる仕様とした「快適トイレ」の導入を推進している。 この快適トイレの仕様や実施方法等を定めた「建設現場における「快適トイレ」設置試行要領（以下「要領」という。）」には、受注者が快適トイレを設置した場合、その費用を変更設計に計上すると記載されている。 しかしながら、本工事においては、快適トイレが設置され、受注者の届出に基づき、工事監督課が要領の基準適合を確認していたにもかかわらず、その費用が変更設計書に計上されていなかった。 工事の変更にあたっては、実際の工事内容を確実に確認し、適正な設計変更を行われたい。	１　指摘事項が生じた原因 設計変更は、設計図書の質疑事項書等に基づき作業を行っているが、快適トイレの提出書類は、「仕様チェックシート」と「設置報告書」となっており、これに関して設計図書の質疑事項書等の提出は求めていなかった。 また、業務マニュアル等に詳細な記載がなく、チェック機能も有効に働いていなかったものである。 ２　再発防止策について 令和８年４月、同様の間違いが生じないように、「現場説明事項書」に快適トイレ設置の有無について、設計図書の質疑事項書を提出させることを記載し、この運用に関する「業務マニュアル」の改訂を行った。 加えて、今後、設計変更時に「設計内訳書のチェックリスト」を活用し、工事担当者、精査者及び工事担当係長によるチェックを行う。 ３　職員への周知について 課内の職員に対して、令和８年７月２９日に事務改善会議を実施し、指摘内容と改善策について周知を行い、再発防止の徹底を図った。

注・・［　］内の数字は、令和８年監査公表第１０号の別表１　本工事抽出一覧表の番号を示す

監　査　の　結　果	措　置　状　況
ウ　施工管理について （建築部施設保全課） ［５８］城山霊園納骨堂補修工事 本工事は、門司区大字大里の納骨堂における防水・外壁の改修、内部壁塗装等を行うものである。 受注者は、建設副産物の運搬に際し、道路運送車両法で定める最大積載量を遵守するとともに、市過積載防止対策実施要綱（以下「要綱」という。）基づき、過積載の防止に取り組む必要がある。この要綱では、過積載があれば、監督員は積載量の徹底管理と再発防止を書面で指示すると規定し、受注者には始末書と書面による再発防止対策の報告を義務付けている。 本工事の建設副産物の運搬において、過積載による運搬が行われていたにもかかわらず、工事関係書類の確認が十分でなく、過積載が行われていた事実を把握していなかった。そのため、監督員の指導が行われず、また、受注者からの報告も行われていなかった。 今後は、工事関係書類を適切に確認し、再発防止に向け、受注者への指導に努められたい。	１　指摘事項が生じた原因 今回の指摘は、工事関係書類の確認が十分でなく、見落としが原因で生じたものである。 そのため、監督員からの指示及び受注者からの再発防止対策の報告が行われなかった。 ２　再発防止策について 職員には工事関係書類の確認および報告体制の遵守を、受注者には過積載の是正と適切な対応を、それぞれ指導した。 また、「市過積載防止対策実施要綱」を所管する技術監理局より再発防止に向けて「搬出記録表」の改正及び全庁的に注意喚起を実施した。 ３　職員への周知について 令和８年７月３０日の事務改善会議でチェックの徹底を図り、再発防止に努めるよう職員に周知を行った。

注・・［　］内の数字は、令和８年監査公表第１０号の別表１　本工事抽出一覧表の番号を示す

監　査　の　結　果	措　置　状　況
エ　工事費の積算について （建築部施設保全課） ［６９］消防局庁舎外壁及び屋上防水改修工事 本工事は、小倉北区大手町の消防局庁舎における外壁及び屋上防水の改修を行うものである。 本市では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする環境整備の一環として、建設現場に設置する仮設トイレを快適に使用できる仕様とした「快適トイレ」の導入を推進している。 この快適トイレの仕様や実施方法等を定めた「建設現場における「快適トイレ」設置試行要領（以下「要領」という。）」には、受注者が快適トイレを設置した場合、要領で定められた額を変更設計に計上すると記載されている。 本工事においては、快適トイレが設置され、その費用が変更設計書に計上されていたが、１基当たりの月額を誤って過小に計上したため、不適切な積算となっていた。 工事費の積算にあたっては、要領を遵守し、適正に行われたい。	１　指摘事項が生じた原因 今回の指摘は、内訳書に単価を手入力する際の入力ミスが原因で生じたものである。 また、設置期間についても見積書の期間をそのまま入力していたため、実際の存置期間とは異なる数字となっていた。 ２　再発防止策について 今回の指摘を踏まえて、今後は単価算定の根拠となる算定シートを作成し、変更内容と金額の根拠について二重チェックすることを徹底する。 また、積算基準等を所管する技術監理局から、快適トイレの設計変更等の取り扱いについて注意喚起がなされたことも踏まえ、設計変更時には要領の遵守を徹底し、積算を適正に実施していく。 ３　職員への周知について 令和８年７月１７日に算定シートを作成し、内容周知のため、令和８年７月３０日に事務改善会議にて職員へ周知した。

注・・［　］内の数字は、令和８年監査公表第１０号の別表１　本工事抽出一覧表の番号を示す

監　査　の　結　果	措　置　状　況
オ　工事の変更について （設備部電気設備課） ［１０７］小森江小学校統合大規模改修電気工事 本工事は、小森江小学校統合に伴い、旧小森江東小学校校舎の電気設備を改修したものである。 照明設備の取替に係る積算において、設計変更の際に照明器具台数を変更する必要があったが、一部台数を変更しないまま設計変更を行ったため、設計変更後の台数と実際の台数が一致しておらず、不適切な変更契約となっていた。 工事の変更にあたっては、実際の工事内容を確実に確認し、適正な設計変更を行われたい。	１　指摘事項が生じた原因 今回の事案は、組織的なチェック体制が十分に機能しなかったことが原因で生じたものである。 ２　再発防止対策 今後、同様の精査誤りが生じないよう、以下の対策を実施した。 ・既存の「精査チェックリスト」に設計変更時の留意事項を追加・改訂した。当該運用手順を業務マニュアルに明文化し、設計変更時には「担当者・精査者・係長」によるチェックを徹底する。 ・実務上の変更が生じた際は速やかにチェックリストを更新するとともに、会議等を通じて課内職員への周知を継続し、適正な事務処理体制の維持を図る。 ・特定の担当者に業務が集中しないよう、課内での業務分担の平準化を図っていく。 ３　職員への周知 令和８年７月１７日に事務改善会議を開催し、電気設備課の全職員に対し、本件違算の原因と内容、および改善策（精査チェックリストおよび業務マ

監　査　の　結　果	措　置　状　況
	ニュアルの改訂）について周知徹底を図り、再発防止を指示した。

注・・[　]内の数字は、令和８年監査公表第１０号の別表１　本工事抽出一覧表の番号を示す

（２）区役所

監　査　の　結　果	措　置　状　況
ア　工事費の積算（共通仮設費の対象額）について （門司区役所まちづくり整備課） ［１０］高田公園整備工事 本工事は、門司区大里原町において公園の整備を行ったものである。 市土木工事標準積算基準書（以下「積算基準」という。）では、共通仮設費の積算において、工事のために設計製作された大型遊具の費用は、共通仮設費の率計算の対象外とされ、一方、設計製作品ではないカタログ品は率計算の対象となる。 本工事においては、カタログ品の遊具を設置したにもかかわらず、その費用を共通仮設費の率計算の対象外としており、不適切な積算となっていた。 共通仮設費の積算にあたっては、積算基準に基づき適正に行われたい。	１　指摘事項が生じた原因 今回の指摘は、令和５年度まで複合遊具を「カタログ製品を複数直接組み合わせた大型遊具」として運用してきたものの、令和５年度末の通知により、複合遊具であってもカタログ製品単体は共通仮設費の率計算の対象外となる大型遊具には該当しないという運用となった。本工事においては新たに発出された通知に対する認識不足が原因で生じたものである。 ２　再発防止対策 今後、同様の問題が生じないように、工事発注時のチェックリストにおいて、参照する通知や基準が最新のものであるかについても確認することとした。 ３　職員への周知 課内の職員に対して、令和８年６月１０日に事務改善会議を実施し、指摘内容と改善策について周知を行い、再発防止の徹底を図った。 また、通知発出元のみどり公園課を通じて、本工事と類似工事を設計・工

監　査　の　結　果	措　置　状　況
	事する関係部署に対し、同様の事案が発生しないよう周知を行った。

注・・[　]内の数字は、令和８年監査公表第１０号の別表３　本工事抽出一覧表の番号を示す

監　査　の　結　果	措　置　状　況
イ　業務委託の変更について （小倉北区役所まちづくり整備課） ［２０］国道１９９号他除草清掃業務委託 本業務は、小倉北区西港町周辺の国道１９９号沿いなどで実施された除草清掃業務である。 草刈清掃業務で発生した刈草の積込運搬費用は、業務箇所から処分を行う搬出先までの運搬距離に応じて積算される。 本業務委託においては、刈草の搬出先を特記仕様書で新門司工場に指定し、その費用を計上していた。しかしながら、実際は業務箇所に近い日明工場へ刈草を搬出していたにもかかわらず、遠方の新門司工場へ搬出する費用のままで業務を完了させており、必要となる業務委託費の変更を行っていなかった。また、特記仕様書での指定と異なる搬出先に刈草を搬出することについて、必要な指示票が作成されていなかった。 特記仕様書の指定を変更するような重要な変更については、市として文書で指示するとともに、業務委託の完了にあたっては、実際の業務内容を確実に確認し、適正な設計変更を行われたい。	今回の事案は、担当職員が刈草の処分場の変更に伴う設計変更を失念したことにより発生したものである。 失念の原因は、委託内容が変更になった場合に業者に渡す指示票を交付していなかったこと、及び竣工の段階でも設計変更が必要なことに気が付かなかったことにある。 本件を受け、再発防止のため、下記の対応を行うこととした。 １　工事及び委託を契約したら執務室内に名称、担当者名等を記載した工事一覧表を掲示して、契約内容に変更が生じた際は、直ちにその旨を付箋等で明示することで、変更内容の可視化と共有化を図る。 ２　担当者は契約内容に変更が生じた場合は、速やかに指示票を作成し、受注者へ文書による指示を徹底する。 ３　竣工前のチェックを発注時に設計審査を行った職員を加え２人体制にして、設計内容と実施内容の確認を徹底する。 以上の再発防止策について、令和８年６月１７日の事務改善会議において課内周知を図るとともに、区幹部会を

監　査　の　結　果	措　置　状　況
	通じて区役所全体へ同様のミスが生じないよう注意喚起を行った。

注・・[　]内の数字は、令和８年監査公表第１０号の別表３　本工事抽出一覧表の番号を示す